

## 理解推進事業

### 紙すき・絵手紙のワークショップ開催 力作に子どもたちの笑顔と個性光る

「紙すきをしてはがきを作ろう 作ったはがきに絵を描こう」と題したワークショップが8月21日、総合福祉センターで開かれ、子どもたちが手助けを受けながらオリジナルのはがき作りに取り組んだ。

多摩市内の婦人科・赤枝医院で出産した方の交流会に端を発した、遊びや仕事を通じ自分で街をつくりあげていこうという、新しい形の”フェス”KAOFES。その関連企画「KAOART」の子どもを対象にしたイベントで、自分ですいて作ったはがきに思い思いの絵を描いた。この日制作



①初めての経験にときどきわくわくの参加者

された絵はがきは11月26日から12月4日まで開催される第26回多摩市障がい者美術作品展で装飾の一部として使われる予定だ。なお、美術作品展では、多摩市在住または多摩市内の学校や企業、作業所等に障がい者または団体からの作品を募集中。申込み・問合せは多摩市障害者福祉協会まで。TEL 042-356-0308。FAX042-311-2327。



②紙から作った自分だけのオリジナルのはがきだから絵を描くにも力が入る



③パルテノン多摩で開かれる美術作品展は入場無料。毎年さまざまな作品が並ぶ

## 資源化センター事業

### かしこいリサイクルで環境にやさしい暮らし 第一歩は日々の分別から

8月の作業実績は13日間でおよそ65時間。総選別量は対前月比約6%増の約93.6トンだった。繰返し使えるびんの分別回収と種類ごとの処理により、環境負荷の軽減に努めている。

## 移動支援事業

### 買い物や図書館などちょっとした外出から プチ旅行までヘルパーと一緒に楽しもう

8月は映画やカラオケ、買い物などで計49件の利用があった。大田区の池上本門寺や品川区の戸越銀座などの遠出や多摩センターや唐木田のエコニコセンターのお祭りといった夏ならではのイベント同行もあった。

## 加盟団体紹介

アートひまわり  
多摩市南野 3-15-1 総合福祉センター5階 ☎373-8455

NPO 法人あしたや共働企画  
多摩市諏訪 5-6-3-101 ☎372-3690

NPO 法人暉望(色えんぴつの家)グループ TOMO  
多摩市永山 3-9 ☎372-3382

NPO 法人くぬぎ  
多摩市永山 3-9 ☎375-2583

NPO 法人どんぐりパン  
多摩市諏訪 5-6-3-105 ☎371-9236

サンクラブ多摩  
多摩市南野 3-15-1 総合福祉センター5階 ☎356-0308

多摩市視覚障害者福祉協会  
多摩市聖ヶ丘 1-28-26-103 ☎372-8051

NPO 法人多摩市身体障害者福祉協会  
多摩市南野 3-15-1 総合福祉センター3階 ☎338-7009

多摩市手をつなぐ親の会  
多摩市落川 1234-2 ☎371-8809

多摩市聴覚障害者協会  
多摩市聖ヶ丘 1-19-5-201 FAX 372-0939

4 ※の一まの『HOT ほっと』は2014年9月号、本部で発行しておりました『多障協だより』は2014年1月発行の冬号をもって最終号とさせていただきます、2014年9月より2つを統合し『月刊 relier』としてリニューアル発行させていただきます。法人ともども今後ともよろしくお願いいたします

## 多摩市障害者福祉協会



つながりをかき、人と人を結ぶ  
月刊多障協通信 ルリエ



発行：多摩市障害者福祉協会  
多摩市南野 3-15-1 総合福祉センター5階  
障害者団体共用室

☎042-356-0308 FAX042-311-2327  
ホームページ <http://tashokyo.com>

多障協だより  
ひと雨ごとに深まる  
秋気配の号

2016年9月25日発行  
2016年第3巻第9号通巻25号

# relier 10月号

## 目次

### 事業報告

農業で広げるさまざまな可能性

1

支援センターの一ま

2

障がい者就労支援センター

3

移動支援事業

4

資源化センター事業

4

加盟団体紹介

4

今月の花

4

### 連載

NEWS

1

今月のひとこと

1

プログラムカレンダー

2

今月のひとこと解説

3

## 農業で広げるさまざまな可能性

精神障がい者の雇用義務化や法定雇用率の引上げなど制度的な後押しを受け障がい者の一般就労が拡大するなか、働く場としての農業が注目されている。障がい者の就農は、過疎化や高齢化に伴う農業の担い手不足の解消につながる一方、働く側にとっては就労機会の確保により自立と社会参加の機会を増やすことになる。また、農作業には、障害特性や程度に応じた様々なものがあり、誰もが専門性を持って携わることが出来るという特徴もある。農業法人や個人から作業の一部を福祉施設が請負う、比較的小規模タイプから、自ら農地を確保し、作物を育て、加工し販売するといった大規模型まで就農の形態も様々だ。最近では、障害者雇用を進めるため企業が設立する特例子会社が近隣の農地を借上げ大規模に展開する例も多い。

食料自給率の改善や環境保護にも期待が出来る農業。可能性はますます広がりそうだ。

## 今月のひとこと



4歳の娘を連れ友人の結婚式に参列した。ディズニープリンセスに夢中な娘はドレス姿の花嫁にロックオン!!まだまだ集中力が持つ時間も短い年齢だが私と共に騒ぐことなく過ごせた。自宅で過ごす時と外で過ごす時の娘には既に顔の使い分けがされているように思う。自宅での我儘も外では社会性をもって頑張っていると思うと寛大になれる。頑張らなくても良い場所があるから人は頑張れる。そんな場所が誰しもにあることを願う。

## NEWS～最低賃金、全国平均 823 円に

厚生労働省は8月23日、最低賃金の地域別改定結果を公表。全国平均は前年度より25円増の823円で、5年連続の2桁引き上げとなり10月1日以降順次適応される。新しい最低賃金は、最高が東京の932円(25円増)、最低が宮崎、沖縄の714円(21円増)。都道府県全体で700円越えを達成したが、東京と両県の差は218円で、現在より4円拡大する。最低賃金は企業が労働者に支払う賃金の下限になる。生活保護の給付水準を下回る「逆転現象」は13年度に5都道府県に起きていたが、14年度に解消。16年度も全都道府県で給付水準を上回った。

※『relier』は「つながり」や「結びつき」を表すフランス語。人と人、地域と地域をつなげることで真の共生をめざしたいという意味を込め、リニューアルした広報誌にこの名前をつけました

つむぎ館まつり

今年も、市立健康センターで行なわれるつむぎ館まつりにの一まも参加致します！  
 日程：10月22日(土)・23日(日)  
 時間：10時～12時・13時～15時  
 内容：手相占い・マッサージ・ハンドマッサージ・市内の事業所による体験コーナー等を予定しています。  
 ぜひ遊びに来てください！

SST (知的・身体グループ)

11月から、SST固定グループの知的・身体障害を対象にしたグループが始まります。参加を希望される方は、担当にご相談ください。  
 ・内容  
 日常生活で体験する基本的な事柄にロールプレイを通して体験練習します。

8月相談件数

内容	相談件数
電話	100件
面接	90件
訪問	7件
同行	4件
連絡調整	26件
フリースペース (延べ)	247名
プログラム参加 (延べ)	111名
新規登録者	6名
今年度登録者	158名

お知らせ

今月の映画会

8日(土)は『ヒロイン失格』を上映します。幼なじみの寺坂利太のことが好きで、自分は彼にとってのヒロインだと信じて疑わない松崎はとり。学校で女子からの一番人気を誇る弘光廣祐に興味を持たれ、思いも寄らなかった三角関係が始まる。

つむぎ館まつりからお知らせ

ボランティアに参加される方を対象に1日(土)14時から説明会を開催します。昨年度の様子などを紹介しますので、ぜひご参加ください。

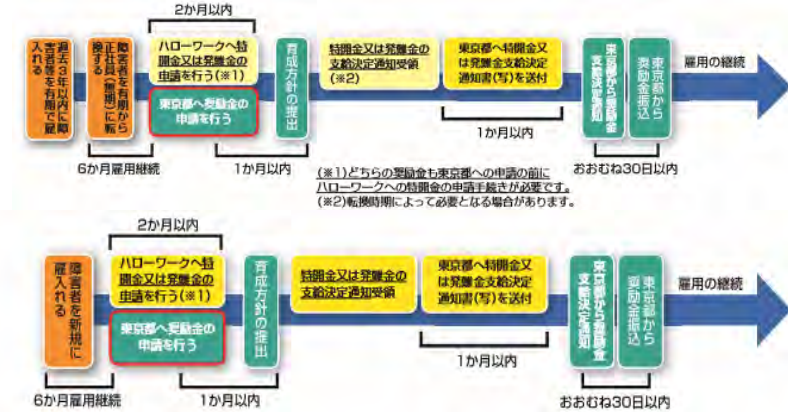
※10月1日(土)の利用者ミーティングは中止になります。

日	月	火	水	木	金	土
						1 つむぎ館まつり ボランティア説明会 14:00～
2 休み	3 休み	4	5 SST(固定) 14:00～15:30	6	7 イブニングタイム 17:45～19:30	8 映画会 『ヒロイン失格』 13:30～15:30
9 休み	10 休み	11	12 スタッフ会議 10:00～12:00 リラックス体操 14:00～15:00	13	14 イブニングタイム 17:45～19:30	15
16 休み	17 休み	18	19 SST(自由参加) 14:00～15:30	20	21 イブニングタイム はお休みです	22 つむぎ館まつり
23 つむぎ館まつり	24 休み	25	26 リラックス体操 14:00～15:00	27	28 イブニングタイム 17:45～19:30	29 コーラス 14:00～15:30
30 休み	31 休み					

東京都障害者安定雇用奨励金について

今年度から東京都は障害者や難病を抱える方が希望とやりがいを持って活躍できる社会の実現を目指して、障害者等の安定雇用と処遇改善に取り組む事業主支援として「東京都障害者安定雇用奨励金」を新たに創設した。以下の(1)または(2)に該当し、要件を全て満たす事が支給要件となる。

- 雇入れの場合：障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合①1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用労働者として雇入れていること②雇入れた労働者に支払われる賃金が、雇入れ後も継続して最低賃金を5%以上上回る額であること③雇入れた労働者に昇給制度・賞与制度・通勤手当制度・通院休暇または病気休暇制度の内、いずれか2つ以上の制度を設けていること④雇入れ後6か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定すること⑤特定求職者雇用開発助成金または発達障害者、難治性疾患患者雇用開発助成金の支給決定を受けていること
  - 転換の場合：障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用へ転換した場合①有期雇用労働者を無期雇用(1週間の所定労働時間20時間以上)に転換していること②転換後の賃金が、転換前の賃金より5%以上昇給していること及び転換後も継続して最低賃金を5%以上上回る額であること
- ※①～⑤まで、上記「(1)雇入れの場合」と同様



**演習交えた基礎研修**

平成28年度就業支援基礎研修が9月13日から文京区小日向の東京都社会福祉保健医療研修センターで開催された。3日間に亘り障害者雇用の現状や労働関係法規などの背景から、就労支援のケーススタディまで、実際に障害者を雇用している企業担当者などを交え多面的に学んだ。グループに分かれてのケーススタディでは、2つのテーマについて検討。実践的で有効な研修となった。

**パートナーミーティング**

9月15日にベネッセビジネスメイト多摩オフィスにて行われたベネッセビジネスメイトパートナーミーティングにセンターからも1名参加。障がい者の働く職場の見学や会社説明、採用に関する説明、グループディスカッション等で構成され、新規事業である就労継続支援A型事業所「ベネッセソシアス」の事業説明もされた。関係機関32事業所36名が参加。

●実績報告●  
8月の実績報告

8月の相談件数は320件で、昨年同月比23%減。一方、定着支援である職場訪問は、昨年同月比68%増の84件であった。  
 新規登録者は1人で、現在の登録者は184人。その約9割を占める165人が常用雇用で就労をしており、既就労者の安定した仕事ぶりが伺える。新規就職者は2人で、一般企業での事務職であった。  
 また、例年通り、特別支援学校の夏季休業期間に、担当教諭と共に新卒者の職場訪問を実施した。

●今月のひと口解説●  
ビジネスマナー編 vol.10  
感謝の気持ちの伝え方

職場の人が手を貸してくれたら、教えてくれたときは相手に感謝の気持ちを伝えます。「ありがとうございます」と声に出し感謝の気持ちをしっかりと言葉で伝えます。  
 ①相手の顔を見て「ありがとうございます」と言います。ほめられた時にも「ありがとうございます」と感謝の言葉を伝えることも大切です。  
 ②「ありがとうございます」の言葉以外にも感謝の気持ちを表す言葉があります。「うれしいです」「助かりました」などそのとき感じた自分の素直な気持ちを言葉に表すのもよいでしょう。  
 ③ぼそぼそと小さな声で「ありがとうございます」と相手の顔を見ずに言っても気持ちは伝わりません。恥ずかしがらずに普段から声を出しましょう。

☞「ありがとう」はコミュニケーションでも大事な言葉です。感謝の一言を忘れずにより人間関係を作っていくきましょう。

